

学会主導研究実施状況報告書等未提出者の取扱いについて

■ 学会主導研究からの除外

学会主導研究評価委員会が毎年度指定する提出期日までに「研究実施状況報告書」の提出がない場合、学会主導研究評価委員会および理事会の検討を経て、日本救急医学会学会主導研究から除外されます。

除外決定後、学会は助成金支給対象の研究代表者に対して、支給済の助成金返還を命じることがあります。この際、学会は研究代表者に「学会主導研究採択から除外決定までの間に研究で使用した領収証の写し」等の証明書類の提出を求めます。返還通知発出後、研究代表者は1ヶ月間以内に証明書類を提出してください。

学会主導研究評価委員会は提出された証明書類の精査を行い、余剰金が有ると判断した場合、研究代表者に対し余剰金の返還を求めます。

返還に応じない場合は、当該研究者が所属するまたは、所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

また、当該研究代表者からの申請は、除外の決定があった年の翌年度から少なくとも3年間は認めません。